なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本路線付近において、知立市が、平成24年に実施した自動車騒音調査及び平成25年に実施した道路交通振動調査によると、騒音及び振動については、いずれも環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が平成26年８月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づく自転車歩行者道及び第４種第２級の車道部の整備を行うものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、本件区間の東側を拡幅し、東側に自転車歩行者道を設置する申請案のほか、本件区間の西側を拡幅し、西側に自転車歩行者道を設置する案について検討が行われている。申請案と他案を比較すると、申請案は用地取得必要面積が大きくなるものの、支障物件が少ないこと、短期間で施工可能な構造を採用することで工事期間が短縮され、現道交通への影響が限定的であること、事業費が廉価となること、さらに本件区間の前後区間は、東側に歩道が整備され、系統連続性も確保されることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件区間は、歩道等が整備されておらず、歩行者等の交通事故の危険性が高く、また、車道部の幅員が狭小であり、円滑な自動車交通が阻害されていることから、できるだけ早期に歩行者等の安全かつ快適な通行を確保し、円滑な自動車交通を確保する必要があると認められる。

また、知立市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　愛知県知立市役所

○中部地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百五十三号 | 長野県下伊那郡平谷村四〇三番五八一地内 | 中部地方整備局及び同局飯田国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十七年八月七日

# 官報告

## 国家試験

### 社会福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第６条の規定により、第28回社会福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成27年８月７日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

１　試験期日　平成28年１月24日（日曜日）

２　試験地　北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県

３　試験科目　人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、福祉サービスの組織と経営、社会保障、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度及び更生保護制度

なお、精神保健福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス及び権利擁護と成年後見制度の試験が免除される。

４　試験の方法

⑴　試験は、筆記の方法により行う。

なお、身体に障害のある者については、その申請により点字、拡大文字、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

⑵　出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は150問、総試験時間数は240分とする。

⑶　出題基準を別途定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。